

ケアハウス健祥会アムス 利用料金表

〈入居料（１ヶ月あたり）〉

下記の料金表の通り入居料をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、入居者様の対象収入額とご利用となる居室に応じて異なります。）

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用
1	1,500,000円以下	47,354	10,000	Aタイプ 35,000
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	47,354	13,000	Bタイプ 35,000
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	47,354	16,000	Cタイプ 25,000
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	47,354	19,000	Dタイプ 19,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	47,354	22,000	居室番号 〈Aタイプ〉 341・441 〈Bタイプ〉 342・443 〈Cタイプ〉 323・423 〈Dタイプ〉 201・202・203・205・206 207・208・210・211・212 301・302・303・305・306 307・308・310・311・312 313・315・316・317・321 322・401・402・403・405 406・407・408・410・411 412・413・415・416・417 421・422
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	47,354	25,000	
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	47,354	30,000	
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	47,354	35,000	
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	47,354	40,000	
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	47,354	45,000	
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	47,354	50,000	
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	47,354	57,000	
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	47,354	64,000	
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	47,354	68,000	
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	47,354	68,000	
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	47,354	68,000	
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	47,354	68,000	
18	3,100,001円以上	47,354	68,000	

注１）11月から3月の間は、冬期加算として1,880円（１ヶ月あたり）を加算します。

注２）「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注３）夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30パーセント減額した額とします。

注４）月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。なお、「居住に要する費用」について、契約書第2条による契約期間（入居期間）以外に入居者様の所持品（残置物）を居室に置かれる場合は、その期間も加えて計算します。ただし、入居者様の死亡による退居の場合、この限りではありません。

注５）徳島県事務費補助基準額の変更により、サービスの提供に要する費用がR6.4.1から変

更となりました。

注6) 徳島県軽費老人ホーム利用料等取扱基準の一部改正変更により、生活費に要する費用がR8.8.1から変更となりました。

〈その他必要な使用料〉

① 光熱水費：居室内に係る光熱水費

入居者様の利用する居室内で使用した、電気・水道・電話に係る費用です。

(1)電気代・・・四国電力の定める料金に従い、居室メーター使用量に基づく費用です。

(2)水道代・・・小松島市の水道局の定める料金に従い、居室メーター使用量に基づく費用です。

(3)電話代・・・居室メーター使用量に基づき実費相当額を費用とします。

(4)エアコン代・・・居室メーター使用料に基づき実費相当額を費用とします。

② レクリエーション、クラブ活動参加の費用（実費）

入居者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料代等の実費をいただきます。また、その他入居者様の希望・選択で参加される行事等で、入居者様にご負担頂くのが適当と思われるものの実費を頂きます。

i) 主なレクリエーション行事予定

遠足、買い物会、各種演芸会、施設の祭り等

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道、手芸等

③ 定期健康診断にかかる費用

年1回定期健康診断を受ける際にかかる費用（実費）が6,000円を超えた場合、その超えた金額をご負担いただきます。

④ 複写物の交付

入居者様又はそのご家族は、サービスの提供について記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、下記の費用をお支払い下さい。

1枚につき 10円

⑤ 写真代（実費）

入居者様又はご家族の希望により写真が必要な場合には、各自お申込み頂き、下記の費用をお支払い下さい。

1枚につき 30円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者様の日常生活に要する費用で、入居者様にご負担いただくことが適当であるものについては、その費用をご負担いただきます。